

定款

第1章 総則

（名称）

第1条 当法人は、一般社団法人日本集中治療推進機構と称する。

（主たる事務所の所在地）

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区本郷に置く。

第2章 目的および事業

（目的）

第3条 当法人は、我が国の集中治療の質の向上並びに医療提供体制の充実に図ることを目的とし、その目的を達成するために、一般社団法人日本集中治療医学会および関連団体と連携して次の事業を行う。

- （1）学会認定関連職種の認定・育成に係わる事業
- （2）集中治療・医学領域の研究助成
- （3）事業に関するセミナーの開催
- （4）事業推進に係る刊行物等の頒布、販売
- （5）その他、前各号へ付帯または本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

（公告の方法）

第4条 当法人の公告は、電子公告による。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

（機関の設置）

第5条 当法人は、理事会、監事を置く。

第3章 社員

（会員の構成）

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員（以下、「社員」という）又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(経費等の負担)

第9条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第10条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(懲戒処分)

第11条 社員が当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に反する行為があったときには、社員総会の決議によりこれを懲戒処分の対象とし、除名またはその他懲戒処分の対象とすることができる。

(社員の資格喪失)

第12条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 死亡または失踪宣告を受けたとき
- (5) 団体会員の団体が解散されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

第4章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任および解任
- (2) 役員の報酬等の額
- (3) 各事業年度の事業報告および決算報告の承認
- (4) 社員の除名
- (5) 定款の変更
- (6) 理事会において社員総会に付議した事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人に規定する事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

2 臨時社員総会は、理事または監事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたときに開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行う。

(代理)

第21条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名、記名押印または電子署名する。

第5章 役員

(役員)

第24条 当法人に次の役員をおく。

(1) 理事3名以上12名以内

(2) 監事1名以上2名以内

2 理事のうち1名を代表理事、3名以内を業務執行理事とする。

3 理事のうち1名を副代表理事として選定する。副代表理事は業務執行理事を兼任する。

4 代表理事、業務執行理事、監事は兼任する事はできない。

(選任)

第25条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事および副代表理事は、理事会において選定する。

3 業務執行理事は、代表理事の推薦に基づき、理事会において選定する。

(職務)

第26条 理事は、理事会を構成し、当法人の業務の執行を決定する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。

4 監事は、当法人の業務ならびに財産および会計を監査する。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 理事および監事の再任は妨げない。

4 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第29条 理事および監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 理事会

(設置)

第30条 当法人に理事会をおく。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

4 代表理事が必要と認めた場合、理事会に理事および監事以外の陪席者をおくことができる。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更および廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

(4) 代表理事、副代表理事および業務執行理事の選定および解職

(5) 理事の職務の執行の監督

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2 前項の規定に関わらず、代表理事選定に係る理事会については、代表理事就任予定者の理事を招集権者とする。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項および招集の理由を記載した書面または電磁的方法により、理事に開催日の1週間前までに通知しなければならない。

4 理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第34条 理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 理事会の決議の目的である事項について、議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項につき可決する旨の議決があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事および監事はこれに署名記名押印または電子署名をおこなわなければならない

第7章 基金

(基金)

第36条 当法人は、会員または第三者に対し、基金を引き受ける者の募集をすることができるものとする。

2 拋出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の拋出者に返還する基金の総額については、理事会の決定に基づき、定時社員総会での決議に従い返還する。

第8章 資産および会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（事業計画及び収支予算）

第 3 8 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。

（事業報告及び決算）

第 3 9 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

- （１） 事業報告
- （２） 事業報告の附属明細書
- （３） 貸借対照表
- （４） 損益計算書（正味財産増減計算書）
- （５） 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（剰余金の分配）

第 4 0 条 当法人は、剰余金の分配は行わない。

第 9 章 定款の変更および解散ならびに清算

（定款の変更）

第 4 1 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

（解散）

第 4 2 条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の処分）

第 4 3 条 本会が解散等により清算をするときに有する残余財産は、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人または国もしくは地方公共団体に寄付するものとする。

第 1 0 章 附則

（法令の準拠）

第 4 4 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(最初の事業年度)

第45条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和7年3月31日までとする。

(経過措置)

この定款は2024年4月1日より施行する。

この改定は2026年5月14日より施行する。